

岩倉市いじめ防止基本方針（素案）

平成28年2月

岩 倉 市

目 次

はじめに	1
1 いじめの防止等に関する基本的な考え方	2
2 いじめの定義	2
3 関係者の責務	3
(1) いじめの未然防止	3
(2) いじめの早期発見	4
(3) いじめへの適切な対応	4
4 岩倉市としての取組	4
(1) 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会	5
(2) 教育委員会の附属機関の設置	5
(3) 広報・啓発活動	5
(4) 教職員の資質の向上	5
(5) インターネット等を介したいじめへの対応	5
5 学校としての取組	6
6 重大事態への対処	6
(1) 学校及び教育委員会の対応	6
(2) 市長による再調査及び措置	6

はじめに

「すべての子どもは、未来の社会をつくっていく、かけがえのない宝です。」
(岩倉市子ども条例前文より)

岩倉市では、岩倉市子ども条例(平成20年条例第28号)を制定し、子どもには「自分らしく生きる権利」「育つ権利」「守られる権利」「参加する権利」を保障し、保護者、市、市民、学校、事業者の責務を明らかにし、子どもたちが将来にわたって、安心して暮らすことができるまちづくりを推進してきました。

しかし、全国的にみれば、子どもが巻き込まれる事件や虐待、あるいは子ども同士が「被害者」と「加害者」となる、いじめも大きな問題となっています。

いじめは、子どもの心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を及ぼすだけでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題です。また、近年の「ネット上のいじめ」は、いじめを一層見えにくいものになっています。

岩倉市では、いじめは、どの学校でも、どの児童生徒にも起こりうる問題であり、どんな小さいいじめも見逃さないという共通認識に立ち、日頃から児童生徒の理解に努め、一人ひとりの小さなサインを見逃さず、迅速かつ適切に対応できるよう、いじめ問題に取り組んできました。

こうした中、「いじめ防止対策推進法」(平成25年法律第17号。以下「法」という。)が施行され、平成26年9月には「愛知県いじめ防止基本方針」が示されました。

岩倉市においても、法第12条第1項の規定に基づくとともに、岩倉市子ども条例における4つの子どもの権利を守るために、これまでの市、教育委員会、学校¹等の取組の積み重ねを踏まえて、いじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針(以下「岩倉市いじめ防止基本方針」という。)を策定するものです。今後は、この基本方針を基に、学校の内外を問わず、児童生徒が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、いじめの防止等(「いじめの未然防止」「いじめの早期発見」「いじめに対する対応」をいう。以下同じ。)に一層努めます。

¹ 「学校」とは、岩倉市立の小学校、中学校をいいます。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの学校でも起こりうる問題であり、どの児童生徒もいじめの被害者にも加害者にもなりうることから、すべての児童生徒に関わる問題です。

すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、さまざまな教育活動の中で自らの力を伸ばしていくためには、いじめの防止等に取り組むとともに、いじめを生み出さない学校の風土をつくるのが大切です。

岩倉市では、学校、教育委員会、家庭、地域、その他関係機関と連携して、「いじめをしない、させない、見逃さない」ための取組を積極的に展開し、子どもたち一人ひとりが大切にされているという実感をもつとともに、互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自己肯定感を身に付けることができるよう努めます。

2 いじめの定義

岩倉市いじめ防止基本方針では、「いじめ」とは、児童生徒と一定の人的関係²にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響³を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものとします。⁴

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うことが必要です。この際、いじめには、多様な態様があることを考慮し、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないように努めることが大切です。

また、いじめの認知については、特定の教職員のみによることなく、法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」（以下「いじめ防止対策組織」という。）を活用し、組織的に判断することが必要です。

さらに、いじめのうち、犯罪行為として扱われるべきと認められ、警察の専門的な知識や技能が必要と判断されるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるものは、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談し、連携した対応をとることが必要です。

² 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、当該児童生徒が関わっている塾やスポーツクラブ等の仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒との何らかの人間関係がある状態を指します。

³ 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味します。けんかは除きますが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる苦痛に着目した見極めが必要です。

⁴ 法第2条及び国のいじめ防止基本方針におけるいじめの定義に準じています。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがあります。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 関係者の責務

より根本的ないじめの問題克服のためには、すべての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が必要です。全ての児童生徒を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要です。

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく、判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、児童生徒が発するサインを見逃さないことが求められます。

岩倉市では、子どものいじめの防止等に関わるすべての関係者が連携して、いじめの防止等に関する取組の充実を図ります。

(1) いじめの未然防止

- 教育委員会は、学校がいじめ問題への適切な対応ができるよう、必要な措置を講じ、いじめから児童生徒を守り、いじめを生み出さない学校づくりを支援します。
- 学校は、児童生徒と教職員がいじめとは何かについて具体的な認識を共有し、「いじめは決して許されない」との理解を促すよう努めます。
- いじめの背景には、いじめる側の不安や劣等感などによるストレスなどが関わっていることも踏まえ、学校は、児童生徒のストレス等の要因を改善し、ストレスに適切に対処できる力を育むよう努めます。
- 学校は、すべての児童生徒が教職員や友人との信頼できる関係の中で、自己肯定感や役立ち感を感じることで、他者を大切にする気持ちを育むことのできる教育活動や学校づくりに努めます。
- 学校は、道徳教育や体験活動等の充実を図り、児童生徒がよりよい人間関係をつくる力を育てるとともに、コミュニケーション能力の向上に

取り組むことにより、いじめの未然防止に努めます。

- 学校は、岩倉市子どもの権利を考える週間⁵に子どもの権利に関する授業を行うよう努めます。
- 学校は、岩倉市子ども人権会議の開催や児童生徒を主体とした人権尊重の取組の充実に努めます。
- 保護者⁶は、子どもの教育において第一義的責任を有するものであり、日頃から子どもとの会話に努め、子どもがいじめを行うことのないよう、自他の命を大切にする心や他を思いやる心を育て、規範意識の醸成等に努めることが求められます。
- 地域には、学校、家庭と連携し、地域全体で児童生徒を見守り、育てていく役割が期待されます。そのため、地域、学校、家庭が協働して、子どもたちのさまざまな体験活動や人と関わり合う活動を支援していくことで「地域とともにある学校づくり」を推進します。

(2) いじめの早期発見

- 教育委員会は、県から配置されているスクールカウンセラーに加え、子どもと親の相談員を各学校に配置して、児童生徒や保護者が悩みを相談しやすい環境の充実に努めます。
- 教育委員会は、適応指導教室「おおくす」に教育相談員と心の専門家である臨床心理士をカウンセラーとして配置し、いじめに悩む児童生徒や保護者の相談に対応します。
- 学校は、研修等の充実に努め、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できるよう、指導力の向上を目指します。
- 学校は、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等の教育相談体制を充実し、児童生徒が相談しやすい環境を整え、いじめの早期発見に努めます。
- 学校は、保護者を通じて家庭での子どもの様子を把握することに努めます。
- 保護者は、家庭におけるネットモラルの指導やルール作りを行うことで、子どもがいじめの加害者や被害者にならないように努めることが求められます。
- 保護者は、子どもがいじめを受けた場合や、いじめに関わっていると気づいた場合は、子どもをいじめから守るための、あるいは子どもに

⁵ 岩倉市子ども条例第 20 条において、岩倉市子どもの権利の日（11 月 20 日）を含む 1 週間としています。

⁶ 「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者がいないときは、未成年後見人）をいう。

じめをさせないための適切な措置を、学校、関係機関等と連携して行うことが求められます。

- 地域において、いじめの疑いがあると思われる場合は、学校、保護者等に積極的に情報を提供することが求められます。

(3) いじめへの適切な対応

- 教育委員会は、学校がいじめへの対応や問題の解決に向けて、指導・助言を行い、適切な対応が講じられるよう支援をします。また、問題が解決した後も継続的に状況を把握し、再発防止に努めます。
- 学校は、いじめを認知した場合やその疑いがある場合は、特定の教職員で問題を抱え込むことがないように、迅速かつ組織的に対応します。
- 保護者は、市や学校が講ずるいじめ防止等の取組に対して、必要な協力を行うことが求められます。

4 岩倉市としての取組

岩倉市では、学校、家庭、地域、関係機関等が連携し、力を合わせていじめの防止等の対策を総合的に推進します。

(1) 岩倉市いじめ問題対策連絡協議会

- 市は、法第 14 条第 1 項の規定に基づき、いじめの防止等に関する機関の連携を図るため、学校、教育委員会、一宮児童相談センター、江南警察署、臨床心理士等を構成員とする「岩倉市いじめ問題対策連絡協議会」(以下「連絡協議会」という。)を設置します。
- 連絡協議会では、いじめの防止等に関する取組が岩倉市いじめ防止基本方針に基づき、実効的に行われているかを点検し、いじめの防止等に関する対策の充実を図ります。

(2) 教育委員会の附属機関の設置

- 教育委員会は、法第 14 条第 3 項の規定に基づき、学校におけるいじめの防止等の対策が効果的に行われるよう、教育委員会の附属機関として「岩倉市いじめ問題対策委員会」(以下「対策委員会」という。)を設置します。
- 対策委員会は、教育委員会が法第 28 条第 1 項に規定する重大事態⁷に係る調査を行う必要が生じた場合、当該調査を担当する機関とし、法

⁷ 「重大事態」とは、次の場合を指します。

- (1) いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- (2) いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間(年間 30 日を目安とする。)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

律、医療、教育、心理や福祉等に関する専門的知識及び経験を有する者であって、当該調査事案の関係者と直接の人間関係又は利害関係を有しない者等で構成し、公平性・中立性を確保します。

(3) 広報・啓発活動

- 市は、「いじめをしない、させない、見逃さない」社会の実現を目指すため、さまざまな機会を通して、いじめの防止等についての広報・啓発活動を行います。

(4) 教職員の資質の向上

- (5) ○ 教育委員会は、教職員によっていじめの防止等のための対策が専門的知識や高い観察力、洞察力に基づき適切に行われるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。インターネット等を介したいじめへの対応

- 教育委員会は、インターネット上のサイト等における誹謗中傷などのトラブルに児童生徒が巻き込まれることを未然に防ぐために、インターネットの利用に関する指導等、情報モラル教育の充実に努めます。

5 学校としての取組

学校は、いじめはどの学校でも、どの児童生徒にも起こり得る問題であることを踏まえ、法第 13 条の規定による「学校いじめ防止基本方針」に基づき、教育委員会、家庭、地域、関係機関等と緊密な連携を図り、いじめの未然防止、早期発見、いじめに対する適切な措置等について組織的に取り組み、いじめのない学校づくりを目指します。

6 重大事態への対処

(1) 学校及び教育委員会の対応

- 重大事態が発生した場合は、学校は教育委員会を通じて市長へ、事態発生について報告をします。
- 教育委員会は、学校から重大事態の報告を受けた場合、その事案について法第 28 条第 1 項に基づく調査を行う主体や調査組織について判断します。
- 学校が主体として調査を行う場合、校内に設置している法第 22 条の規定に基づく「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を母体として調査や対応を行います。教育委員会は、学校の調査及び対応を指導・助言します。
- 教育委員会が主体として調査を行う場合、対策委員会が調査を行います。
- この調査は、事実関係を明確にするための調査（背景事情、人間関

係における問題、学校・教職員の対応など)であって、因果関係を特定し、民事・刑事上の責任追及やその他の訴訟等への対応を直接目的とするものではなく、学校及び教育委員会が、事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

- 学校又は教育委員会が調査を行った場合、当該調査に係るいじめを受けた児童生徒及びその保護者に対し、事実関係等その他の必要な情報提供を適切に行います。
 - 学校が主体となって調査を行った場合、調査の結果について、学校は教育委員会へ報告します。教育委員会は、学校から受けた調査の結果を市長へ報告します。
 - 教育委員会が主体となって調査を行った場合、調査の結果について、教育委員会は市長へ報告します。
- (2) 市長による再調査及び措置
- 市長は、法第 28 条第 1 項の規定による学校や教育委員会が行った調査の結果について報告を受けた場合、当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、法第 30 条第 2 項の規定に基づき、専門的な知識及び経験を有する第三者等の参加による附属機関により調査の結果について調査(「以下、「再調査」という。)を行うこととします。
 - 再調査を行った場合、個人のプライバシーに対して必要な配慮を確保した上で、市長は、法第 30 条第 3 項の規定の規定に基づき、その調査の結果を議会に報告します。